

ちいき ほうかつしえん せんたー けあ やくわり
地域包括支援センター(ケア24)の役割と

かいごほけん
介護保険

れいわ2ねんど きょうどうていあんじぎょう
令和2年度 協働提案事業

ちいきほうかつしえんせんたー けあ24 くがやま
地域包括支援センター(ケア24)久我山

たてがみ さとみ
建神 智美

しょうがいしゃ そごう しえんほう かいご ほけん せいど かんけい 障害者総合支援法と介護保険制度の関係

- いま 今まで しょうがい 障害 ふくし 福祉 さーびす サービス りよう を利用 かた されていた かた 方も、 さい 65歳 むかえ を迎えれば かいご 介護 ほけん 保険 さーびす サービス たいしょうしゃ の **対象者** となります。

- 何らかの支援が必要な場合、介護保険サービス から支給となるのか、障害福祉サービスからの支給となるのか、あるいは併給する必要があるのか、 **個々の状況を確認する** 必要があります。

介護保険？

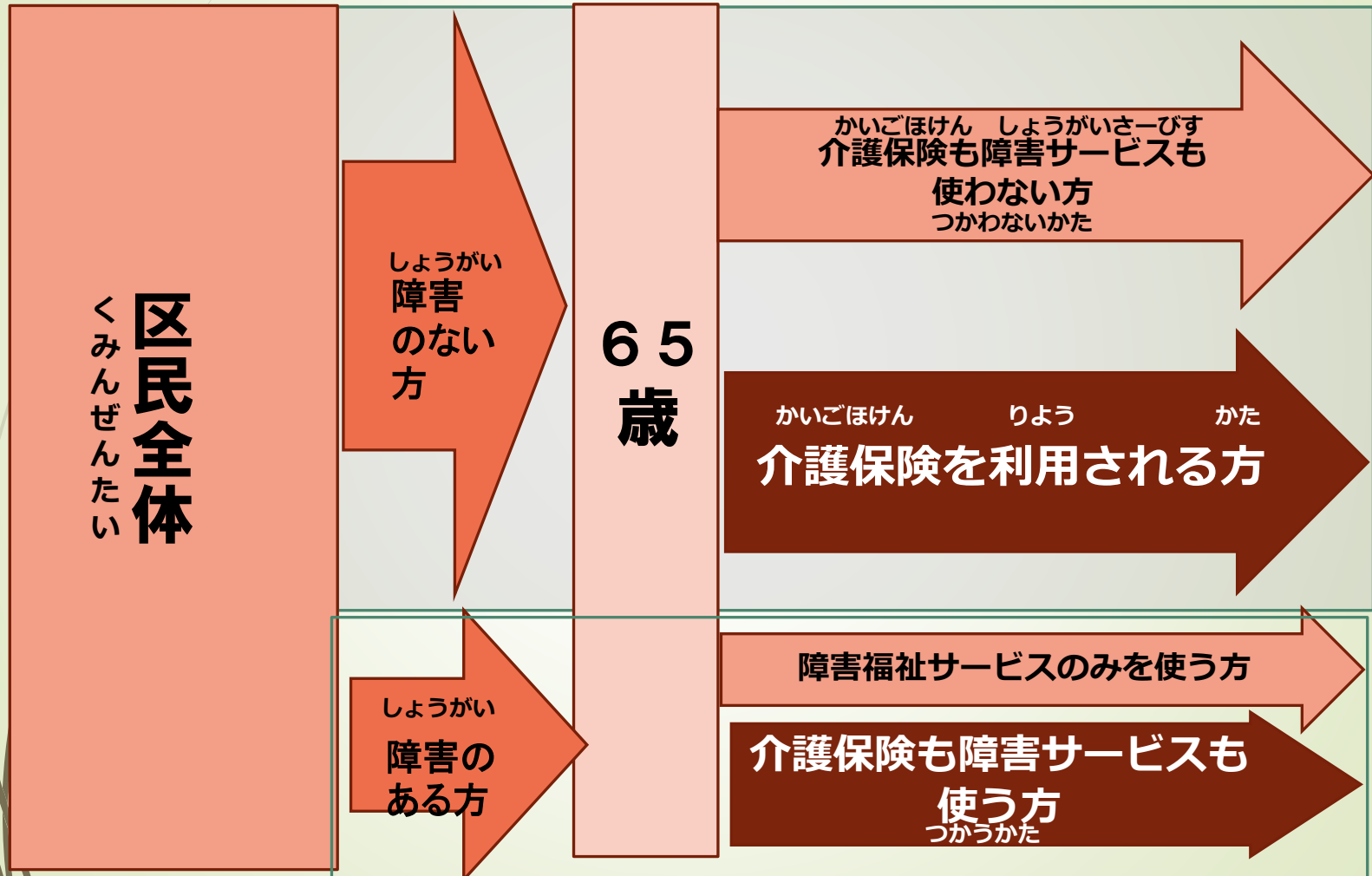
併給？



障害福祉サービス？

こうれい しょうがいしゃ かいご ほけん
高齢障害者と介護保険

3



介護保険制度と障害福祉サービス

	介護保険制度	障害福祉サービス
サービス利用	要介護度に応じて利用可能	サービスごとに支給決定
サービスの対象者	65歳以上の方 及び 40歳以上で特定疾病が原因で 介護が必要となった方	障害者総合支援法に定める 障害者・児
給付上限の設定	要介護度に応じた 区分支給限度基準額	支給決定において 個別に支給量を設定
利用者負担	応益負担 (前年度の収入により、1割～3割の負担)	応能負担 (負担能力に応じた負担)
支給決定 プロセス ケアマネジメント	要介護度の認定 (→介護認定審査会) 居宅介護支援 (→介護支援専門員)	障害支援区分の認定 (→市区町村審査会) 計画相談支援 (→相談支援専門員) 支給決定(市区町村)
事業者指定	都道府県 居宅介護事業及び地域密着型サービス、総合事業は 市区町村	都道府県 特定相談支援事業は市区町村

ケア24とは...

ケア24の役割

かいごよぼう けあ まねじめんと
介護予防ケアマネジメント

そうごうそうだんしえん
総合相談支援

けんりようご
権利擁護

ほうかつてき けいぞくてき けあ まねじめんと
包括的・継続的ケアマネジメント

ほけんし しゃかいふくしし しゅにん かいごしえんせんもんいん しょくしゅ はいち
※保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置

すぎなみくない かしよ
杉並区内 20カ所の
地域包括支援センター（ケア24）

ちいき ほうかつしえん せんたー けあ

すまい じゅうしょち

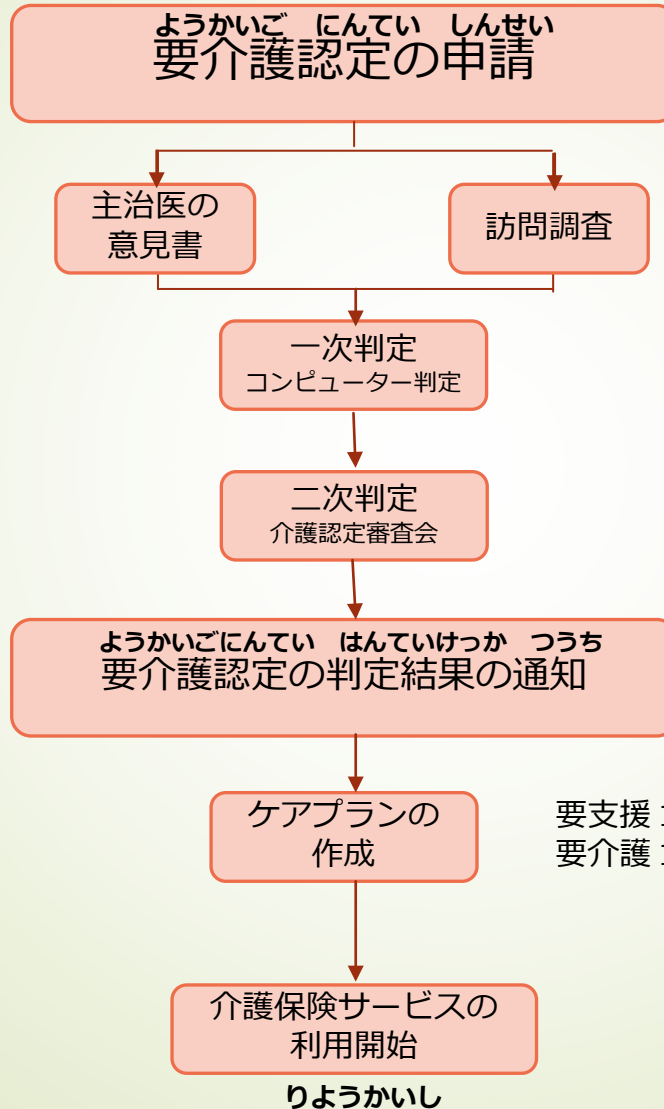
お住まいの住所地によって
担当エリアのケア24が対応

たんとう えりあ けあ たいおう

No	圏域	ケア24名	所在地	電話番号 FAX番号	担当区域
1	井草	上井草	上井草3-33-10 (特別養護老人ホーム上井草園内)	03-3396-0024 03-5311-1291	上井草1・2・3・4丁目 井草3・4・5丁目
2		下井草	下井草2-44-4 (ビル3階)	03-5303-5341 03-5303-5342	井草1・2丁目 下井草2・3・4・5丁目
3	西荻	善福寺	西荻北4-31-11 (西荻ミキサソハイツ1階)	03-5311-1024 03-5311-1027	善福寺1・2・3・4丁目 西荻北3・4・5丁目
4		上荻	上荻3-16-6 (ゆうゆう上荻窪館1階)	03-5303-6851 03-5303-6853	今川3・4丁目 桃井3・4丁目 上荻2・3・4丁目 西荻北1・2丁目
5	西荻	西荻南4-2-7 (西荻窪診療所2階)	03-3333-4668 03-3333-3968	03-3333-4668 03-3333-3968	松庵2・3丁目 宮前3丁目 西荻南1・2・3・4丁目
6	荻窪	清水	清水2-15-24 (特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑内)	03-5303-5823 03-5382-2633	清水1・2・3丁目 本天沼2・3丁目 桃井1・2丁目 今川1・2丁目
7		荻窪	荻窪5-20-1 (荻窪保健所2階)	03-3391-0888 03-3391-2304	天沼1・2・3丁目 上荻1丁目 荻窪3・4・5丁目
8	阿佐谷	南荻窪	南荻窪2-28-13 (荻窪会議室1階)	03-5336-3724 03-5336-3727	荻窪1・2丁目 高井戸東4丁目 宮前2丁目 南荻窪1・2・3・4丁目
9		阿佐谷	阿佐谷北1-2-1 (河北杉樹ビル1階)	03-3339-1588 03-3339-1600	阿佐谷北1・2・3・4・5・6丁目 阿佐谷南2丁目 下井草1丁目 本天沼1丁目
10	高円寺	成田	成田西3-7-4 (成田会議室2階)	03-5307-3822 03-5307-3820	成田東2・5丁目 成田西1・2・3・4丁目 阿佐谷南3丁目 浜田山4丁目
11		松ノ木	松ノ木3-3-4	03-3318-8530 03-3318-8533	松ノ木1・2・3丁目 大宮2丁目 成田東1・3・4丁目 阿佐谷南1丁目
12	高円寺	高円寺	高円寺南4-26-16 (ビクトリアプラザ高円寺4階)	03-5305-6151 03-5305-6152	高円寺北1・2・3・4丁目 高円寺南3・4丁目
13		梅里	梅里1-7-17 (K&Iビル5階)	03-5929-1924 03-5929-1925	梅里1・2丁目 堀ノ内2・3丁目 高円寺南2丁目
14		和田	和田3-52-4 (和田ふれあいの家2階)	03-5305-6024 03-5305-6023	和田1・2・3丁目 高円寺南1・5丁目
15	高井戸	久我山	久我山3-47-16 (特別養護老人ホームさんじゅ久我山内)	03-5346-3348 03-5336-3370	久我山1・2・3・4・5丁目 松庵1丁目 宮前5丁目
16		高井戸	高井戸西1-12-1 (認知症介護研究・研修東京センター内)	03-3334-2495 03-3334-2307	高井戸西1・2・3丁目 高井戸東2丁目 上高井戸1・2丁目 宮前1・4丁目
17		浜田山	浜田山1-36-3 (浜田山会館内)	03-5357-4944 03-5357-4966	浜田山1・2・3丁目 上高井戸3丁目 下高井戸4・5丁目 高井戸東1・3丁目
18	方南・和泉	堀ノ内	堀ノ内1-6-6 (老人保健施設ウエルファー内)	03-5305-7328 03-5305-7331	堀ノ内1丁目 大宮1丁目 和泉3・4丁目 永福4丁目
19		永福	永福3-35-11	03-5355-5124 03-5355-5125	永福1・2・3丁目 下高井戸1・2・3丁目
20		方南	方南2-6-28 (方南二丁目福祉施設内)	03-5929-2751 03-5929-2757	方南1・2丁目 和泉1・2丁目

かいご にんてい ながれ

介護認定の流れ



申請の窓口は区の介護保険課
またはケア24

訪問調査票：74項目基本調査+特記事項

要支援1、2（介護予防給付）→ケア24
要介護1～5（介護給付）→居宅のケアマネージャー

要支援1・2の方
(介護予防サービス)

介護予防サービスの利用のしかた

介護予防・生活支援サービス事業の利用のしかた

1 地域包括支援センター(ケア24)に連絡

住んでいる地区を担当する地域包括支援センター(ケア24)に連絡します。

**2** 保健師などと話し合い改善点を探します

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

**3** 介護予防ケアプランを作成します

目標を決めて、達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて、介護予防ケアプランを作成します。

**4** 介護予防サービスを利用
介護予防・生活支援サービス事業を利用

介護予防ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。利用したサービスの1割~3割を負担します。



要介護1～5の方
(介護サービス)

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 契約した指定居宅介護支援事業者に居宅サービス計画(ケアプラン)作成を依頼
 区に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。(ケアマネジャーが代行できます)

2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に向けたケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用



しょうがいふくし サービス かいご ほけん いこう ばあい
障害福祉サービス→介護保険に移行する場合

10

- ➡ ようかいご にんてい しんせい にんてい けつか つうち きかん こうりよ
要介護認定の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して

さい とうたつ てきせつ じき ようかいご にんていとう しんせい
65歳到達の適切な時期から、要介護認定等の申請の

あんない おこなう ひつよう
案内を行うことが必要

- ➡ しょうがいふくしサービス かいごほけんサービス サービス ないよう つかいがって
障害福祉サービスと介護保険サービスでは、サービスの内容や使い勝手等に
ちがい いこうまえ せいど ちがい とう せつめい
違いがあるため、移行前に制度の違い等の説明があると、
いこうご サービス すむーず
移行後のサービスがスムーズ。

しょうがいふくし サービス かいご ほけん いこう ばあい
障害福祉サービス→介護保険に移行する場合

11

- かいごほけんサービス けあまねーじゃー かいごしえんせんもんいん
➡ 介護保険サービスは、**ケアマネージャー**(介護支援専門員)が
けあぷらん さくせい じぜん ほんにん りょうかい えたうえ けあま
ケアプランを作成。事前にご本人の了解を得た上で、**ケアマ**
ねじゃー そうだん しえん せんもんいん じょうほうきょうゆう
ネージャーと相談支援専門員が情報共有(利用者の状況、
障害福祉サービスの利用状況、サービス等利用計画に記載されている
おこない てきせつ ひきつぐ ひつよう
情報等)を行い**適切に引き継ぐ**必要がある。

- けあまねじゃー せんにな こまり ばあい たんとう ちく
➡ **ケアマネージャー**の選任にお困りの場合は、**担当地区**
けあ そうだん
のケア24にご**相談**ください。